

青森県海面漁業調整規則新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>青森県海面漁業調整規則</p> <p>昭和四十三年二月二十九日 青森県規則第十一号</p> <p>青森県海面漁業調整規則をここに公布する。</p> <p>青森県海面漁業調整規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条 第六条)</p> <p>第二章 漁業の許可(第七条 第三十三条)</p> <p>第三章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等(第三十四条 第五十七条)</p> <p>第四章 罰則(第五十八条 第六十一条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条～第二条 (略)</p> <p>(他の都道府県知事の副申)</p> <p>第三条 <u>第七条第四号、第六号又は第八号から第十一号までに掲げる</u>漁業に関し、知事に申請しようとする者で、県内に住所を有しないものは、その住所地の都道府県知事の副申書を添えて申請しなければならない。</p> <p>第四条～第六条 (略)</p> <p>第二章 漁業の許可</p>	<p>青森県海面漁業調整規則</p> <p>昭和四十三年二月二十九日 青森県規則第十一号</p> <p>青森県海面漁業調整規則をここに公布する。</p> <p>青森県海面漁業調整規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条 第六条)</p> <p>第二章 漁業の許可(第七条 第三十三条)</p> <p>第三章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等(第三十四条 第五十七条)</p> <p>第四章 罰則(第五十八条 第六十一条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条～第二条 (略)</p> <p>(他の都道府県知事の副申)</p> <p>第三条 <u>第七条第二号二、へ、チからルまで又はヨに掲げる漁業の方法による</u>漁業に関し、知事に申請しようとする者で、県内に住所を有しないものは、その住所地の都道府県知事の副申書を添えて申請しなければならない。</p> <p>第四条～第六条 (略)</p> <p>第二章 漁業の許可</p>	

(漁業の許可)

第七条 漁業法第六十六条第一項の規定による許可を受けるべき漁業のほか、次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、第一号から第十一号までに掲げる漁業にあつては、当該漁業ごと及び船舶ごとに、第十二号から第十四号までに掲げる漁業にあつては、当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいて営む場合は、この限りでない。

- 一 小型まき網漁業(総トン数五トン未満の船舶により行うまき網漁業をいう。以下同じ。)
- 二 機船船びき網漁業
- 三 ごち網漁業
- 四 固定式さし網漁業(動力漁船により行うものに限る。以下同じ。)

(漁業の許可)

第七条 第七条 次に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、第一号に掲げる漁業及び第二号ヲからヨまでに掲げる漁業の方法による漁業にあつては当該漁業ごとに、同号イからルまでに掲げる漁業の方法による漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、知事の許可を受けなければならないこととする。ただし、第一号に掲げる漁業及び第二号ニ、チ、ヲ又はワに掲げる漁業の方法による漁業にあつては、漁業法第八条第一項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

二 次に掲げる水産動物の採捕を目的とする漁業

- イ あわび(次号ヨに掲げる漁業の方法による漁業(以下「潜水器漁業」という。)の許可を受けて採捕するものを除く。当該水産動物の採捕を目的とする漁業を「あわび漁業」という。)
- ロ なまこ(漁業法第六十六条第一項に規定する小型機船底びき網漁業又は次号ニ若しくはホに掲げる漁業の方法による漁業若しくは潜水器漁業の許可を受けて採捕するものを除く。当該水産動物の採捕を目的とする漁業を「なまこ漁業」という。)

二 次に掲げる漁業の方法による漁業

- イ 小型まき網(総トン数五トン未満の船舶により行うものに限る。当該漁業の方法による漁業を「小型まき網漁業」という。)
- ロ 機船船びき網(当該漁業の方法による漁業を「機船船びき網漁業」という。)
- ハ ごち網(当該漁業の方法による漁業を「ごち網漁業」という。)
- ニ 固定式さし網(動力漁船により行うものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「固定式さし網漁業」という。)

国の規則例に基づく変更。

巧妙、悪質なあわび、なまこの適正な資源管理、密漁取締りの強化のために新設。

規則例に基づき変更。

近年、潜水器

を使用した悪質な密漁が発生しているこ

- 五 片側留さし網漁業(動力漁船により片側ひき網を使用して行うものを含む。以下同じ。)
- 六 流し網漁業(さんま(日本海の海域(東津軽郡竜飛燈台中心点と北海道松前郡白神燈台中心点を結ぶ直線以西の海域をいう。以下同じ。))に係るものに限る。)、いわし、さば、さめ、まぐろ又はぶりを目的とするものであつて総トン数五トン以上の動力漁船により行うものに限る。以下同じ。)
- 七 光力利用敷網漁業(さんまを目的とするものを除き、光力及びすくい網を使用して行う漁業を含み、動力漁船により行うものに限る。以下同じ。)
- 八 かご漁業(ばい(日本海の海域に係るものに限る。)、かに又はえびを目的とするものであつて動力漁船により行うものに限る。以下同じ。)
- 九 さけ、ますはえなわ漁業(日本海の海域において、総トン数十トン以上の動力漁船により行うものに限る。以下同じ。)
- 十 小型いかつり漁業(総トン数五トン以上三十トン未満の動力漁船により行うものに限る。)
- 十一 いるか突棒漁業
- 十二 小型定置漁業
- 十三 底建網漁業
- 十四 追込網漁業(総トン数五トン未満の動力漁船により行うもの

- ホ 片側留さし網(動力漁船により行う片側ひき網を含む。当該漁業の方法による漁業を「片側留さし網漁業」という。)
- ハ 流し網(さんま(日本海の海域(東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線以西の海域をいう。以下同じ。))に係るものに限る。)、いわし、さば、さめ、まぐろ又はぶりを目的とし、総トン数五トン以上の動力漁船により行うものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「流し網漁業」という。)
- ト 光力利用敷網(光力及びすくい網を使用する漁業の方法を含み、さんまを目的とせず、動力漁船により行うものに限る。当該漁業の方法による漁業を「光力利用敷網漁業」という。)
- チ かご(ばい(日本海の海域に係るものに限る。)、かに又はえびを目的とし、動力漁船により行うものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「かご漁業」という。)
- リ さけ、ますはえなわ(日本海の海域において総トン数十トン以上の動力漁船により行うものに限る。当該漁業の方法による漁業を「さけ、ますはえなわ漁業」という。)
- ヌ 小型いかつり(総トン数五トン以上三十トン未満の動力漁船により行うものに限る。当該漁業の方法による漁業を「小型いかつり漁業」という。)
- ル いるか突棒(当該漁業の方法による漁業を「いるか突棒漁業」という。)
- ヲ 小型定置(当該漁業の方法による漁業を「小型定置漁業」という。)
- ワ 底建網(当該漁業の方法による漁業を「底建網漁業」という。)
- カ 追込網(総トン数五トン未満の動力漁船により行うものに限

とや漁業者から効率のよい漁法として、潜水器漁業に対するニーズが高まってきたことから、密漁防止及び適正な資源管理を行うために土漁法を許可漁業に追加する。

に限る。以下同じ。)

(許可の申請等)

第八条 漁業法第六十六条第一項及び前条の規定により漁業の許可(以下「漁業の許可」という。)を受けようとする者は、漁業法第六十六条第一項に規定する漁業及び前条第一号から第十一号までに掲げる漁業(以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。)にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、前条第十二号から第十四号までに掲げる漁業(以下「漁業ごとに許可を要する漁業」という。)にあつては当該漁業ごとに、漁業許可申請書(第九号様式)を知事に提出しなければならない。

第九条～第三十三条 (略)

第三章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等

第三十四条～第三十五条 (略)

(採捕の禁止期間)

第三十六条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表下欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業権又はこれに係る入漁権が設定されている漁場において、当該第一種共同漁業権又は当該入漁権を有する者が当該漁場内で行う種苗の移殖のために採捕する場合は、この限りでない。

名称	禁止期間
(略)	(略)

2 (略)

る。当該漁業の方法による漁業を「追込網漁業」という。)

三 潜水器(簡易潜水器を含む。以下同じ。)

(許可の申請等)

第八条 漁業法第六十六条第一項及び前条の規定により漁業の許可(以下「漁業の許可」という。)を受けようとする者は、同法第六十六条第一項に規定する漁業及び前条第二号イからルまでに掲げる漁業の方法による漁業(以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。)にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、同条第一号に掲げる漁業及び同条第二号ヲからヨまでに掲げる漁業の方法による漁業(以下「漁業ごとに許可を要する漁業」という。)にあつては当該漁業ごとに、漁業許可申請書(第九号様式)を知事に提出しなければならない。

第九条～第三十三条 (略)

第三章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等

第三十四条～第三十五条 (略)

(採捕の禁止期間)

第三十六条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表下欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。(削除)

名称	禁止期間
(略)	(略)

2 略

前条の変更に伴う変更。

共同漁業権内における第一種共同漁業権等に基づく種苗の移植と密漁を明確に識別するため、ただし書きを削除。

第三十七条～第三十八条（略）

(漁業の禁止)

第三十九条 次に掲げる漁業は、営んではならない。

- 一 沖縄式追込網漁業
- 二 総トン数五トン以上の動力漁船により行う追込網漁業

三 日本海の海域において総トン数十トン未満の動力漁船により行うさけ、ますはえなわ漁業(東経百三十九度の線以東の海域のうち青森県地先海域において一月一日から五月二十日までの間営むものを除く。)

第四十条～第四十一条（略）

(禁止区域)

第四十二条 次の表の上欄に掲げる漁業は、それぞれ同表下欄に掲げる区域内においては操業してはならない。

名称	禁止区域
中型まき網漁業(いわし、あじ、さば、かつお又はまぐろの採捕を目的としたものに限る。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結ぶ直線と、東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた海域</li> <li>二 東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線以南の最大高潮時海岸線から六千メートル以内の海域</li> </ul>

第三十七条～第三十八条（略）

(漁業の禁止)

第三十九条 次に掲げる漁業の方法による漁業は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、営んではならないこととする。

- 一 沖縄式追込網
- 二 追込網(総トン数五トン以上の動力漁船により行うものに限る。)

三 さけ、ますはえなわ(日本海の海域において総トン数十トン未満の動力漁船により行うもの(東経百三十九度の線以東の海域のうち青森県地先海域において一月一日から五月二十日までの間行うものを除く。))に限る。)

第四十条～第四十一条（略）

(禁止区域)

第四十二条 削除

国の規則例に基づき変更。

規則例に基づき漁業許可証の制限又は条件とし、削除。条項は残す。

	<p>三 久六島灯台中心点から四千メートル以内の海域</p>
<p>手操第一種漁業(総トン数十トン以上の船舶により行うものに限る。)</p>	<p>二 次のイ及びロの二直線以西の海域</p> <p>イ 下北郡尻屋崎灯台中心点と同中心点正東四千メートルの点を結ぶ直線</p> <p>ロ 下北郡尻屋崎灯台中心点正東四千メートルの点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結ぶ直線</p> <p>二 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへへの六直線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた海域</p> <p>イ 下北郡尻屋崎灯台中心点と同中心点正東四千メートルの点を結ぶ直線</p> <p>ロ 下北郡尻屋崎灯台中心点正東四千メートルの点と下北郡白糖灯台中心点正東五千五百メートルの点を結ぶ直線</p> <p>ハ 下北郡白糖灯台中心点正東五千五百メートルの点と上北郡と三沢市との境界にある高瀬川口中央正東四千メートルの点を結ぶ直線</p> <p>ニ 上北郡と三沢市との境界にある高瀬川口中央正東四千メートルの点と、下北郡尻屋崎灯台中心点と八戸市鮫角灯台中心点を結ぶ直線上の鮫角灯台中心点から九千メートルの点を結ぶ直線</p> <p>ホ 下北郡尻屋崎灯台中心点と八戸市鮫角灯台中心点を結ぶ直線上の鮫角灯台中心点から九千メートルの点と、青森県と岩手県の境界にある二十一日川尻に設置した境石と新太鼓石を見通した線上の</p>

	同境石から九千メートルの点を結ぶ直線へ青森県と岩手県の境界にある二十一日川尻に設置した境石と新太鼓石を見通した線上の同境石から九千メートルの点と同境石を結ぶ直線
ごち網漁業	東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線以東の海域

(漁業の禁止期間)

第四十三条 手繰第一種漁業は、八月一日から八月三十一日までの間は、操業してはならない。

(夜間の操業禁止)

第四十四条 次に掲げる漁業は、日没から日の出までの間は、操業してはならない。ただし、第一号に掲げる漁業であつてしやこを目的とするものについては、この限りでない。

- 一 小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業で総トン数十トン以上の船舶により行なうものを除く。)
- 二 機船船びき網漁業
- 三 ごち網漁業

第四十五条～第四十八条 (略)

(遊漁者等の漁具漁法の制限)

(漁業の禁止期間)

第四十三条 削除

(夜間の操業禁止)

第四十四条 削除

第四十五条～第四十八条 (略)

(遊漁者等の漁具漁法の制限)

規則例に基づき漁業許可証の制限又は条件とし、削除。条項残す。

規則例に基づき漁業許可証の制限又は条件とし、削除。条項残す。

まき餌釣が

第四十九条 (略)

二 竿づり及び手づり(まき餌づりを除く。)

二~四 (略)

五 徒手採捕(潜水器又は簡易潜水器を使用するものを除く。)

第五十条~第五十七条 (略)

#### 第四章 罰則

第五十八条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七条の規定に違反して当該漁業を営んだ者、第四十条第一項の規定に違反して採捕した者、第四十七条第一項の規定に違反して爆破し、破碎し若しくは採取した者、又は第十五条、第三十四条第一項、第三十五条から第三十九条まで、第四十一条から第四十五条まで、若しくは第五十条第八項の規定に違反した者

二~四 (略)

2 (略)

第五十九条~第六十一条 (略)

#### 附 則

第一条~第七条 (略)

附 則(昭和四四年規則第四六号)~附 則(平成一七年規則第一〇九号)(略)

(新設)

第四十九条 (略)

二 竿づり及び手づり

二~四 (略)

五 徒手採捕(潜水器により行うものを除く。)

第五十条~第五十七条 (略)

#### 第四章 罰則

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四十条第一項の規定に違反して採捕した者、第四十七条第一項の規定に違反して爆破し、破碎し若しくは採取した者、又は第十五条、第三十四条第一項、第三十五条から第三十八条まで、第四十一条、第四十五条若しくは第五十条第八項の規定に違反した者

二~四 (略)

2 (略)

第五十九条~第六十一条 (略)

#### 附 則

第一条~第七条 (略)

附 則(昭和四四年規則第四六号)~附 則(平成一七年規則第一〇九号)(略)

附 則(平成 年規則第 号)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の青森県海面漁業調整規則(以下「旧規則」という。)第七条の規定による漁業の許可を受けている者は、

一般的になっており、実態として取締りができない状況にあるため(まき餌づりを除く。)を削除。

規則例に基づき第七条、第三十九条を削除し、同条項違反を漁業法等の罰則適用とする。

別表第 1～別表第 2 (略)

第 1 号様式～第 18 号様式(略)

改正後の青森県海面漁業調整規則第七条の規定による当該漁業の許可を受けた者とみなす。この場合において、当該許可を受けた者とみなされる者に係る許可の有効期間は、旧規則第七条の規定による漁業の許可の有効期間の残存期間とする。

3 この規則の施行の際現に漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条の規定による漁業の許可を受けている者及び前項の許可を受けたとみなされる者に係る旧規則第四十二条から第四十四条までの規定の適用については、当該漁業の許可の有効期間中は、なお従前の例による。

4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第 1～別表第 2 (略)

第 1 号様式～第 18 号様式(略)